

10月の納税のお知らせ

10月は、市都民税(第3期)、国民健康保険税(第4期)、介護保険料(第4期)、後期高齢者医療保険料(第4期)の納期です。11月1日(月)までに納めてください。

口座振替は11月1日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。問合せ収納課 ☎551・1578

住宅用省エネ・新工設備費用第2期助成申請について

第2期助成申請は予定額に達したため、受付を終了

◎平成21年度決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下法律)に基づき、自治体の財政健全度を測る指標として、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標)を算定しました。この算定結果により、健全化判断比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政状況が黄信号の状況、さらに財政再生基準を上回った場合は、赤信号の状況にあると判断され、法律に基づき、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、自治体財政の健全化を図ることとなります。

また、公営企業(下水道事業)の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、財政状況が悪化していると判断されます。平成21年度決算をもとに算定した福生市の比率は下表のとおりで、いずれも健全化基準を下回りました。

▼福生市の健全化判断比率

| 区分 | | 平成21年度 | 早期健全化基準 (黄信号) | 財政再生基準 (赤信号) |
|----------|---------------------------------------|------------------|----------------------|-----------------|
| 実質赤字比率 | 一般会計等の実質赤字の標準財政規模(※)に対する割合 | - | 13.10%超 (13.12%超) | 20.00%超 |
| 連結実質赤字比率 | すべての会計の実質赤字の標準財政規模(※)に対する割合 | - | 18.10%超 (18.12%超) | 40.00%超 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模(※)に対する割合 | 3.0% (3.5%) | 25.0%超 | 35.0%超 |
| 将来負担比率 | 一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※)に対する割合 | 29.8% (46.1%) | 350.0%超 | |

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額でないため「-」となります。
(※)市税や地方交付税などの自由に使える収入を標準化したもの
()内は平成20年度の数値

▼福生市の資金不足比率

| 区分 | | 平成21年度 | 経営健全化基準 |
|---------|--------------------|--------|---------|
| 下水道事業会計 | 資金の不足額の事業の規模に対する割合 | - | 20.00%超 |

(注)資金不足額が生じないため「-」となります。
()内は平成20年度の数値

◎平成19年度および平成20年度の将来負担比率を変更しました

平成19年度および平成20年度の健全化判断比率のうち、将来負担比率の変更があり、監査委員の再審査を受け、議会への報告を行ないました。その結果は、下表のとおりです。

▼健全化判断比率の変更

| 区分 | 平成19年度 | | | 区分 | 平成20年度 | | |
|--------|--------|-------|------------------|--------|--------|-------|------------------|
| | 変更前 | 変更後 | 早期健全化基準 (黄信号) | | 変更前 | 変更後 | 早期健全化基準 (黄信号) |
| 将来負担比率 | 74.8% | 36.7% | 350.0%超 | 将来負担比率 | 81.9% | 46.1% | 350.0%超 |
| | | | | | | | |

(注)早期健全化基準については変更ありません。

問合せ 財政課 ☎551・1534

▼市民のひろば▼

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。

問合せ 秘書広報課 広報広聴係 ☎551・1568

市営住宅あき家入居登録者の募集について
 申込用紙の配布・受付期間
 10月25日(月)～31日(日)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)
 受付場所 市役所第二棟1階(熊川1108番地)
 北側玄関前特設会場
 申込み方法 申込用紙に必要事項を記入して、受付会場に直接持参してください。
 入居時期 平成23年4月から平成25年3月までの2年間
 ※あき家が発生した時、当選

募集住宅
 〔一般世帯用住宅(2人以上・3DK・10戸)〕第二市営住宅(福生921番地)、第二市営住宅A・B棟(武蔵野台二丁目7番地)、第三市営住宅(熊川1108番地)
 〔高齢者住宅(単身者用)〕1DK・5戸・(2人世帯用)2DK・3戸【シルバーピア熊川(熊川254番地)1、シルバーピア熊川第二(熊川1077番地)12)、シルバーピア福生(福生222番地)1】
 〔高齢者住宅(単身者用)〕1DK・3戸・(2人世帯用)2DK・3戸【第四市営住宅A・B棟(熊川1108番地)】
 ※共通申込資格は、広報ふっさ10月1日号に掲載されています。なお、個別の入居資格は市ホームページで確認いただくか、まちづくり計画課住宅グループまでお問い合わせください。
 問合せ まちづくり計画課住宅グループ ☎551・1961

問合せ 環境課 環境係 ☎551・1718

ごみ・資源収集情報

| ごみが16t減ったよ! | 資源の割合が1%減ったよ! |
|--------------|------------------|
| 22年8月 1,143t | 22年8月 324t (22%) |
| 21年8月 1,159t | 21年8月 352t (23%) |

※資源の割合=資源収集量÷ごみと資源の収集量

資源回収団体による資源回収量

| 資源回収団体 | 回収量 |
|--------|------|
| 22年8月 | 139t |
| 21年8月 | 138t |

11月の資源回収予定

| 実施団体 | 実施日 |
|--------------|--------|
| 志茂第二町会 | 7日(日) |
| 本町第七町会 | 7日(日) |
| 南田園一丁目町会 | 14日(日) |
| 玉川台町会 | 14日(日) |
| 牛浜第二町会 | 14日(日) |
| 本町第二町会 | 14日(日) |
| 身体障害者福祉協会 | 16日(火) |
| 熊牛神輿会 | 21日(日) |
| 福生団地自治会 | 21日(日) |
| 南田園三丁目町会 | 28日(日) |
| 内出子供会 | 28日(日) |
| 二小PTA武蔵野支部 | 28日(日) |
| 永田子供会 | 28日(日) |
| 青少年育成加美地区委員会 | 28日(日) |

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合があります。
 問合せ 環境課 ごみ対策係 ☎551・1731